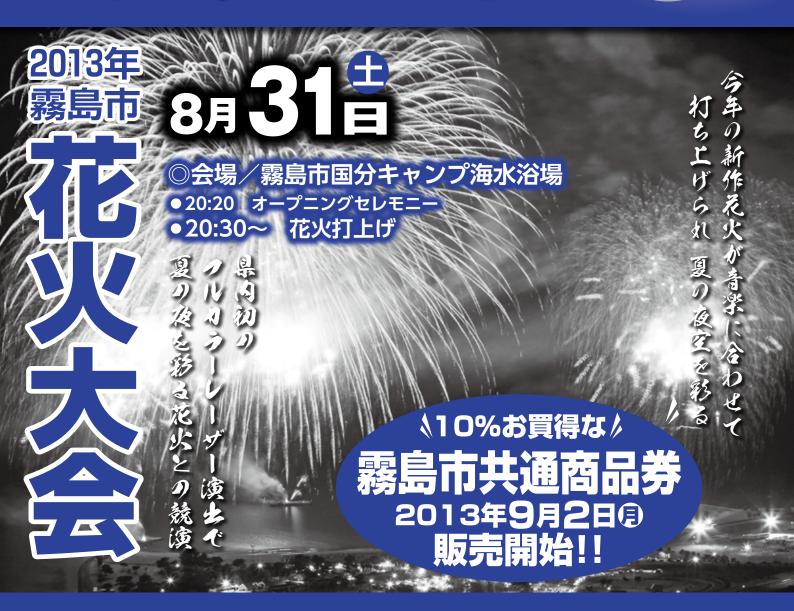
商工会議所二

2013





商工会議所会員数(7月31日現在)

総会員数	1	,	2	1	3	事業所
四1人₩			_	_	0	+ **=r

個人企業

法人企業 6 5 5 事業所

市の人口と世帯(7月1日現在)

総人口	1	2	7	,	9	0	5	人
男		6	1	,	4	9	8	人
女		6	6	,	4	0	7	人
世帯数		5	9	,	1	7	2	戸

主な内容

◆霧島市長/	>要望書を提出	 P3





鹿児島県霧島市国分中央三丁目12番41号 T E L (0995) **45-0313** F A X (0995) **45-5662** URL: http://www.kirishima-cci.or.jp E-mail: dai@kirishima-cci.or.jp

市共通商品券のご

9月2日回販売開

1,000円券1セット11枚 10,000円で購入できます! 11,000円分の商品券

皆様に大変好評頂きました霧島市共通商品券の発行が近づいてまいりました! 発売時期は9月2日、発行額は11億円!

前回同様1万円につき1千円のプレミアが付き大変お買い得となっております。 ぜひお買い求めください。

会員様向けに「霧島市共通商品券取扱店ノボリ旗」も合わせて販売しますので、 是非この機会に店舗PRにご活用ください。

【霧島市共通商品券とは?】

利用可能店舗:霧島市内に所在する霧島商工会議所又は霧島市商工

会の会員事業所であって、取扱いを希望する店舗

商品券の内容:1万円で1セット(千円券×11枚)

10%プレミアム付

発 売 時 期:平成25年9月2日**月**~

[発売総額11億円になり次第締め切ります]

販売場所:霧島商工会議所・霧島市商工会本所・各支所 ご 利 用 期 間:平成25年9月2日~平成26年1月31日

【商品券の取扱いについて】

換金時期:每週水曜日

換 金 場 所:霧島商工会議所・霧島市商工会 換金手数料:1,000円につき10円(1%)(税込み)

PR関連品:ステッカー(無料)

商品券取扱店ノボリ旗

@300円(税込み)(旗、ポールセット価格)

- ◎霧島市共通商品券は期間限定商品です。
- ◎額面1,000円の商品券1セット11枚(11,000円分)を10,000円で販売します。
- ◎100,000部限定で販売し、売り切れ次第終了します。
- ◎お一人様5セット(購入価格5万円)が限定です。
- ◎商品券の中に大型店舗でご利用できない券が3枚ございます。 加盟店のぼり、ステッカーのあるお店で1枚1,000円としてご利用いただけます。 ・ ホー (一部対象外商品もあります、加盟店にてご確認下さい。おつりは出ません。)

大通商品券のお買い求めは

- ◎霧島商工会議所事務局 (10時~18時まで土・日・祝日除く)
- ◎きりしま国分山形屋

(9/20~9/300売り切れ次第終了) (販売は、原則、営業時間内です)

- ◎プレミアム付商品券で大規模小売店舗立地法 にかかる大規模店舗は下記のとおりです。
- イオン隼人国分店 ●きりしま国分山形屋
- クッキー国分北店 ●サンキュー隼人店
- 生活協同組合コープかごしま ●タイヨー国分店
- タイヨー広瀬北店 ●タイヨー新町店
- ドラッグストアモリ国分福島店
- パワーセンターゴト・ ●ホームセンターハンズマン
- -ムプラザナフコ国分店

議員任期満了と改選のお知らせ

平成25年度は 商工会議所 議員改選の年です

商工会議所議員は、商工会議所の最高議決機関である議員総会の構成員であり、会員や地域の商工業者の代表として、商工会議所の運営や諸問題の審議に参画する重要な役割を担っています。

第6期霧島商工会議所議員は平成25年9月30日で任期が満了し改選となります。このため7月から9月にかけて第7期議員(任期:平成25年10月1日から平成28年9月30日)の選出が行われます。

詳細は折り込みチラシをご参照ください。

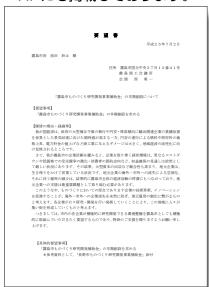
■ 5部会連携会議より霧島市長へ 要望書を提出

霧島商工会議所では、かねてより建設建材部会を中心に5部会連携会議で検討していた霧島市内企業への「霧島市ものづくり研究開発事業補助金」の早期創設を求める要望書を、霧島商工会議所の意見として、霧島市長へ提出しました。

*商工会議所の原点は、部会の活発な活動であります。この連携会議で、様々な議論を行って、現在、この地域が抱えている諸問題に今まで以上に取組、この地域を盛り上げていきたいとの願いから開催しております。

会員の皆様は、各部会に所属することとなっております。各、専門業種のプロフェッショナルであります。日頃、感じていることなどがありましたら、どしどし意見をお寄せください。

HPにも掲載しております。



▋視察研修を実施

平成25年10月10日(木)・11日(金)の2日間にかけて、佐賀県武雄市のネット通販事業及び、ソニー熊本工場の視察を計画しております。

○視察日時: 平成25年10月10日(木)・11日(金) 2日間○視察地: 佐賀県武雄市のネットショッピングについて(1日目)

ソニーセミコンダク㈱九州 熊本工場の見学(2日目)

○交通手段:貸切バスにて乗合(定員40名)

◎宿 泊 地: 佐賀県武雄市内のホテル

◎負担金:お1人様 25,000円程度を予定しております。

参加者数で若干の変動がありますので、ご理解ください。(旅費・宿泊代・食事代含む)

◎参加人員: 先着 40 名まで

◎申込み締切: 平成 25 年 8 月 31 日まで

*申込み詳細については、お問い合わせ下さい。TEL.45-0313

*詳細については、参加人数等確定しだい参加者へ連絡いたします。









消費税率引上げら向けての経過措置の対応

中小企業に特例

施行日前にリース契約締結 資産引渡しで旧税率を適用

| 経過措置の対象になるかは

契約条項の内容がカギ 今後の取引で吟味を

はじめに

消費税法改正に伴う消費税率の引き上げは、消 費税率および地方消費税率について、次のとおり 2段階で引き上げることと予定されています。

前回は「請負工事等」に関する経過措置を解説

消費税率	5.0 %	8.0 %	10.0%
施行日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
指定日	_	平成25年10月1日	平成27年4月1日

いたしましたが、今回は「長期割賦販売等」、「リース契約」、「資産の貸付け」、「指定役務の提供」、「売上返品・ 貸倒れ」などについて、経過措置の内容や対応方法などについて解説いたします。

「長期割賦販売等」

施行日前(平成26年3月31日以前)に行った「長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例」に規定す る長期割賦販売等については、経過措置として施行日(平成26年4月1日)以後にその支払期日が到来する分に ついても旧税率の5%が適用されます。

長期割賦販売等の要件

長期割賦販売等に該当するための要件は次のとおりです。

- ①月賦、年賦等で3回以上に分割して支払われること
- ②販売等から最終支払期日まで2年以上の期間があること
- ③頭金・申込金などがその割賦販売価格の3分の2以下であること

2 「リース契約 |

平成19年度税制改正でリース取引の税務上の取扱いが変わりました。結論的には、リース取引については売買処理また は賃借処理いずれの場合においても、リース契約時点(リース資産の引渡しを行った時点) の消費税率が適用されます。

(1)原則的な取扱い

平成 19 年度税制改正で平成 20 年 4 月 1 日以後に行われるリース取引 (所有権移転外ファイナンス・リース取引) については、資産の売買取引として処理し、リース資産については会計上、固定資産に計上します。

そのため、リース取引については、原則としてリース資産の引渡しを行った日に資産の譲渡があったことになり、 売買取引と同じように譲渡対価の全額が課税仕入れになります。この場合のリース取引については、経過措置が 適用されません。

(2)中小企業の例外的な取扱い

中小企業の場合、毎月のリース料の支払いをリース料として費用計上している場合には、特例として従来通り、 毎月の支払いの都度、課税仕入れとして消費税の申告をすることも認められています。

施行日前(平成26年3月31日以前)にリース契約を締結し、リース資産の引渡しを行ったリース取引につい てこの特例により賃貸借処理を行っている場合には、旧税率の5%が適用されます。

3 「資産の貸付け」

指定日の前日(平成 25 年 9 月 30 日)までに契約を締結し、施行日前(平成 26 年 3 月 31 日)から引き続きそ の契約に係る資産の貸付けを行っている場合、次の「①および② | または「①および③ | に掲げる要件に該当す るときは、旧税率の5%が適用されます。

経過措置を適用するための要件

- ①資産の貸付期間および貸付期間中の対価の額が契約で定められていること。
- ②事業者が事情の変更その他の理由によりその対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと並び にその貸付けに係る資産の取得対価と付随費用の合計額に対するその契約期間中に支払われる貸付け料金の合 計額が 100 分の 90 以上であるように契約において定められていること。

なお、指定日(平成 25 年 10 月 1 日)以後にその資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、その変 更後におけるその資産の貸付けについては、経過措置が適用されず新税率の8%が適用されます。

【キド先生のコメント】

一般的に不動産の契約では「賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同種物件の賃料との 比較等によって著しく不相応となったところには、協議の上、賃料を改定することができる」といっ た旨の規定がありますので、そのような場合には上記、経過措置を適用するための要件②に該当しな いため経過措置を適用できないことになり、その変更が施行日(平成26年4月1日)以後であった場合には そこから8%の新税率の適用になります。しかしながら、賃料の変更が、例えば、賃借人が修繕義務を履行し ないことにより行われたものであるなど正当な理由に基づくものである場合には、その対価の変更につき経過 措置の適用があります。

4 「指定役務の提供 |

「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。

指定日の前日(平成25年9月30日)までの間に締結した指定役務の提供に係る契約で次の要件を満たすものが経過措置の対象となり、施行日(平成26年4月1日)以後にその役務の提供を行う場合においても旧税率の5%が適用されます。

経過措置を適用するための要件

- ①その契約の性質上、その役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであること。
- ②その役務の提供に先立って対価の全部または一部が分割で支払われる契約として政令で定めるものであること。
- ③その契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。
- ④事業者が事情の変更とその他の理由によりその対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

5 「売上返品・貸倒れ」に関する取扱い

商品の販売を行い、その後返品・値引き・割戻しがあった場合、販売時点にさかのぼって処理をするのではなく、その「返品・値引き・割戻しがあった」時点の課税期間で処理することになっています。これは仕入側の処理についても同様です。

しかし、その際に適用する税率は「返品・値引き・割戻しがあった」時点での税率ではなく、販売・仕入れがあった時点の税率が適用されます。

また、貸倒れについても同様に、貸倒れ時点での税率ではなく、販売時点の税率が適用されます。

したがって、施行日前(平成26年3月31日以前)に行った商品の販売について、施行日(平成26年4月1日) 以後に返品・値引き・割戻し・貸倒れがあった場合には旧税率の5%が適用され、消費税および地方消費税の申 告書における「返還等対価に係る税額」または「貸倒れに係る税額」の計算を行います。

6 経過措置を理解するために



次のリース取引に関するAからDまでの文章の中で、誤っているものが一つだけあります。 お答えください。

	が答えくたさい。				
	問 題				
А	指定日の前日(平成 25 年 9 月 30 日)までの間にリース契約(所有権移転外ファイナンス・リース取引)を結びリース資産の引渡しを受けた場合において、売買取引として処理し固定資産に計上した場合には、リース資産の全額が課税仕入れとなり、5%の消費税が適用されます。				
В	中小企業が指定日の前日(平成 25 年 9 月 30 日)までの間にリース契約(所有権移転外ファイナンス・リース取引)を結びリース資産の引渡しを受けた場合において、毎月のリース料の支払いの都度リース料として計上した場合には、課税仕入れとして施行日(平成 26 年 4 月 1 日)以後も、5%の消費税が適用されます。				
С	中小企業が指定日の前日(平成 25 年 9 月 30 日)までの間にリース契約(所有権移転外ファイナンス・リース取引)を結びリース資産の引渡しを受けた場合において、毎月のリース料の支払いの都度リース料として計上した場合には、課税仕入れとして施行日前(平成 26 年 4 月 1 日)の分は 5%、施行日(平成 26 年 4 月 1 日)以後の分は 8%、それぞれの消費税が適用されます。				
D	中小企業においては、指定日の前日(平成 25 年 9 月 30 日)までの間にリース契約(所有権移転外ファイナンス・リース取引)を結びリース資産の引渡しを受けた場合には、売買取引として譲渡対価の全額を課税仕入れに処理することも、賃貸借取引としてリース料の支払いの都度リース料を課税仕入れに処理することも、どちらを選ぶことも認められています。				

解答

答えはCです。

リース取引については、リース契約を結びリース資産の引渡しを受けた時点での消費税率を適用します。

【キド先生のコメント】

経過措置の対象となるかどうかについては、原則として、その取引の「契約条項」の内容がカギとなります。リース契約や資産の貸付けなどはよく行われる取引だと思いますので、今後の取引において「契約条項」をしっかりと吟味することをお勧めします。

しております。 願いいたします 地元の皆様、どうぞよろしく

て売上UPのお手伝

いを得意と

↑ 至自衛隊

ナーを行いながら広告を通 やブランディングなどミニ

お金を使わずに出来る販

完促

務所を開設できました。 度、

★お店のPR 鹿児島市で開業して10 念願叶って地元霧島市に 年。 ح

× おすすめ 広告全般・ スマホサイト 祝日 作成

★定休日 日

曜

Ħ

★営業時間 9時30分~ 18 時 30

平成15年5月

H

★創 場場 霧島市国 所

 $\begin{pmatrix}
 0 & 9 & 9 & 5 \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\
 46 & & & & \\$ 「分広瀬 3 -13635 25

式会社 Be 鮫

代表者

島

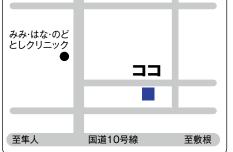
和

人

Æ

t







創業を考えている方 対

受講料無料 創業間もない方

事業革新を考えている方 など

8月24日(土)·25日(日)

午前9時30分~午後4時30分

受付締切 8月21日(水) ※但し、定員になり次第締め切ります。

10名(組)

場 上野原ビジネスプラザ 「ビジネスプラン作成方法」

- 1. 創業の心構え、事前準備
- 2. 創業に関する金融機関の見方, 事例紹介
- 3. ビジネスプラン策定のポイント
- 4. ビジネスプラン作成
- 5. プレゼンテーション

貢 氏(中小企業相談士)

㈱南日本銀行営業統括部支店支援室WIN-WINネット推進グループ 調査役

開催日時

(公財)かごしま産業支援センター 上野原ビジネスプラザ

〒899-4317 霧島市国分上野原テクノパーク4-30

TEL0995-45-3511 FAX0995-48-5270 E-mail: gyoumu@kric.or.jp

霧島市国分市街地の空き店舗で

空き店舗で開店される 意欲のある方に、家賃 補助のバックアップを 行います。



▼「酒膳 福*田ル」平成24年に開店した

(平成25年7月10日現在)

事業資金金利情報

日本政策金融公庫 国民生活事業 2.05% (普通貸付・生活衛生貸付) (5年以内) 県制度資金 2.40% 中小企業振興資金 (3年超5年以内)

※限度額・使途など詳しくは 中小企業相談所(四45-2552)まで ◆対象者

18歳以上で霧島市国分市街地で 半年以内に開店予定、または、平 成25年4月1日以降に開店の方。

◆補助の対象となる業種

事務所または、風営法関連業種 を除く。日中は営業を行うこと。

◆空き店舗の要件

霧島市国分市街地86ha内(詳細 はお問い合わせください)にある 空き店舗。

〈問い合せ先〉霧島商工会議所

◆補助の対象となる経費

店舗賃料のみ(駐車場や居宅部 分は除く)

◆補助金の額

補助対象経費の1/2以内(上限 月額5万円)

- ◆補助の期間 最長12カ月
- ◆申 込 締 切 10月11日金
- ◆その他

会員不動産事業所の皆様、空き 店舗の情報をお知らせください。

総務企画課 TEL45 - 1313